

東商品支発第34号
平成25年5月9日

東京商工会議所税制委員会
委員長 井上裕之様

東京商工会議所品川支部
会長 大山忠一

中小企業・税制特別委員会委員長
武田健三

品川支部 平成26年度税制改正要望

民間企業はここ20年、厳しい状況にさらされ、身を切る経営改善を絶え間なく続けております。

こうした中、財政再建を優先するあまり、既得権益に切り込むことが難しい歳出改革に比べて、歳入改革が先行することで、消費税のみならず、所得税、相続税の増税が矢継ぎ早に行われ、あきらかに経済成長への阻害となる増税路線が定着しているとも言える現況は憂慮に堪えません。

激化する国際競争に日本企業が打ち勝ち、これからの日本経済を支える若年層等が明るい未来を持つためには、政府が明確な成長戦略を立案するとともに、成長戦略を後押しし、「**企業が元気になる税制**」を敷くことが喫緊の課題であると考えます。

当品川支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび下記の通り要望を取り纏めました。税制委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

記

1. 消費税に関する要望事項

わが国の財政状況や社会保障給付費の増加を鑑みると、将来的には財源の手当では不可避と考えております。しかし、長引くデフレにより、多くの企業が疲弊している中での消費税率の引き上げは、低い粗利益で商取引を行っている中小企業では価格転嫁ができず、さらに厳しい経営を強いられることが予想されます。結果として税収が落ち込む可能性が否定できません。

そもそも消費税率引き上げにあたっては、経済成長、社会保障改革、行財政改革の実施等が不可欠であり、税制抜本改革法附則においては、経済状況の好転（実質成長率2%）がその前提とされ、必要に応じた引き上げ停止の措置を講ずる規定がなされていることをあらためて認識すべきであります。

こうした認識に基づき、以下のとおり要望いたします。

①商工会議所会員が規範となった総合的な価格転嫁対策の実施

中小企業は取引先との力関係により、価格転嫁が困難である実情を踏まえ、まず、「消費税は価格に転嫁すべきものである」という明確なメッセージが必要であります。それには、法律や制度による取り締まり強化とともに、公正な取引ができる環境づくりが不可欠であります。したがって、東京商工会議所会員企業自ら規範となる取引適正化（行動憲章の制定、会員企業への周知、下請取引適正化の啓発など）への働きかけを要望いたします。

②消費税徴収における弾力的な運用

過去の引上げ時には、価格転嫁が困難であることから、消費税を滞納する中小企業が急増した経緯があります。平成25年度税制改正において、延滞税は引き下げられましたが、いまだに高い利率（「年9.3%」）であることから、より一層の利率軽減を検討すべきであります。同時に、消費税の申告期間の延長や延納措置の創設など、消費税徴収について弾力的な運用をすべきであります。

③複数税率（軽減税率）に断固反対

現在、複数税率についての議論が政府や与党でなされております。複数税率の導入は、煩雑で大幅な事務負担の増加やシステム変更によるコスト増等、企業にとって大きな負担となることは自明であります。さらには、税収減や対象品目の線引きの難しさ等も懸念されるため、複数税率の導入には断固反対いたします。

2. 経済成長につながる事業承継税制の推進（近い将来の相続税廃止を）

中小企業は収益の半分近くの法人税を納税し、その残りのキャッシュで設備・運転資金を捻出しています。さらに、わずかな預貯金や固定資産も、借入

金の担保となるほか、その中から事業承継に係る費用を捻出しております。ある意味、所得税と相続税の二重課税となっております。そもそも国際的に見ても、相続税を採用している国は限定されており、グローバル経済下の競争に打ち勝つという観点から、少なくとも事業用資産に関する項目については相続税全廃の方向で検討すべきであり、当面の対応として、下記の点につきまして、事業承継税制の拡充・改正を要望いたします。

- ① 引相場のない株式の評価方法の抜本的な見直し（配当還元方式による評価の採用等）
- ② 株式上限 2/3 の撤廃、納税猶予割合 100%まで引き上げ
- ③ 継続雇用要件（5年間平均8割）の撤廃
- ④ 非上場株式の評価において、事業用資産の除外または大幅な減免

3. 社会保障制度改革の断行（社会保障・税＋成長戦略一体改革の議論の継続）

日本の財政状況の悪化の大きな要因として、社会保障費の急激な増加があります。安定した社会保障制度の確立のためには、消費税率引き上げのみならず、社会保障給付の重点化・効率化、さらには経済成長が不可欠です。増税先行、社会保障制度改革に消極的なままでは、企業を通して若い勤労世代への負担が重圧となり、経済成長をも抑圧しかねません。社会保障費は企業や勤労者の保険料からその多くが賄われておりますが、企業負担率は上昇し続けた結果、20%を突破しております。90年代後半以降、社会保障の企業負担率は租税負担率を上回る状態になっています。

つきましては、持続可能な社会保障制度を確立するため、各種制度をゼロベースで見直し、思い切った改革を行うよう、以下の対策を早期に実施するよう要望いたします。

- ① 消費税・経済成長を含めた社会保障財源に対する真剣な議論を促進すること。
- ② 行き過ぎた生活保護給付の抑制、不正受給の早期防止（生活保護、住宅扶助、医療扶助の金額・支給基準等の見直し等）
- ③ 医療費の抑制（診療報酬の削減、ジェネリック医薬品の普及、電子レセプトの普及等）
- ④ 介護保険給付の抑制・年金給付の効率化

4. 徹底的な行財政改革の早期実施と議論の継続

持続可能な社会保障制度を維持するために消費税率の引き上げが決定されましたが、一方で、行財政改革は遅々として進んでおらず、国民の消費税率引き上げに対する理解を得られているとは、到底言い難い状況です。また、景気回復時は税収が増加するため、とかく行財政改革に関する議論が停滞す

る傾向にあります。景気回復で余力がある時こそ、行財政改革を敢行するチャンスであります。つきましては、金額の多寡にかかわらず、聖域なき見直しを行い、徹底した行財政改革・歳出削減を実施するよう要望いたします（以下はあくまで一例であり、あらゆる行財政改革を要望いたします）。

- ① 国会議員や地方議員の定数の削減（30%削減）
- ② 国会議員や地方議員の報酬・手当・旅費の削減
- ③ 政党助成金の削減
- ④ 独立行政法人の整理・統合（国庫支出金の削減）
- ⑤ 公務員宿舎の見直し・売却
- ⑥ 地方交付税交付金の抑制
- ⑦ 特別会計・特定財源の一般会計化
- ⑧ 農業関係補助金の削減・見直し（次世代型農業育成のための補助金の重点化等）

5. 経済成長を成し遂げるため、アジア諸国並みへの法人実効税率の引き下げ

今後、日本経済を再び成長路線へつなげるためには、強力な経済成長戦略の新たな策定、企業の成長を後押しする思い切った税制改正が必要不可欠であります。わが国の法人実効税率は、国際的に比較して依然として高い水準となっており、中小企業の競争力を阻害している要因の一つであります。そのため、法人実効税率をアジアの競争国並みの20%前半に引き下げるとともに、中小法人の軽減税率の11%までの引き下げ、昭和56年以降据え置かれている適用所得金額（現行：800万円）の完全撤廃を要望いたします。

6. 設備投資を促進する大胆な減価償却を

経済成長のために、企業の設備投資意欲を活性化させる大胆な発想が求められます。そもそも、企業活動における設備投資の詳細は経営判断に属するものであり、税法上においても減価償却に関しては原則自由と解釈できるのにもかかわらず、減価償却資産の耐用年数は省令によって細かく定められております。現在のグローバル経済においては、経営上必要な資産については適宜かつスピーディーに入替を行う必要があります。省令による耐用年数の設定はこうした流れに逆行するものと言わざるをえません。

企業が投資意欲を高めることこそが、日本経済を牽引する起爆剤となり、さらなる生産性向上を目指すべく、以下のとおり要望いたします。

- ① 中小企業投資促進税制における対象資産については、原則全ての減価償却資産を対象とすること
- ② 中小企業促進税制における対象資産に中古品も含めること
- ⑤ 額減価償却資産特例の内容を全て本則化すること

7. 交際費の損金算入措置の本則化を

平成 25 年の税制改正において、中小企業の交際費の全額損金算入の上限が引き上げられました。生産性を向上させ利益を捻出できる企業が、意欲的に消費に回すことにより、さらに日本経済が活性化すると考えております。

つきましては、今回の措置を 1 年間の時限的取り扱いではなく、本則化することを要望いたします。

8. 給与所得者の納税意識の向上（事業主の年末調整義務の廃止）

給与所得者の所得税、住民税、社会保険料等は、すべからく事業主による源泉徴収が行われております。事業主は 2 分の 1 以上の社会保険料を負担しているのに対し、従業員は実態をよく理解できていないといった声が寄せられております。そもそも、源泉徴収制度は戦費調達を目的として開始したものであり、戦後の税制に影響を与えた「シャウプ勧告」において、源泉徴収制度を廃止し、より民主的な申告納税制度に切り替えようとした経緯があります。

つきましては、給与所得者の納税意識を向上させ、税の使途を事業主や勤労者等の国民全体でチェックする機能を高めるためにも、事業主の年末調整義務の廃止を検討するよう要望いたします。

9. 中小企業の留保金を促進する税制の検討（留保金課税の完全撤廃）

中小企業にとって、設備投資・研究開発、財務基盤の強化のために、自己資本を手厚くすることは当然であり、優良な中小企業ほど内部留保を厚くし、自己資本の拡充を図る傾向にあります。日本経済の成長のためには優良な中小企業の育成が必要であり、グローバル経済での競争が当然である現在では、留保金に課税する考えは障害であると言わざるを得ません。

そこで、留保金課税の適用除外や完全廃止にとどまらず、「中小企業の会計に関する基本要領」に即した決算書を作成する中小企業に対しては、企業体力強化、資本充実を目的とした留保金を増大させた部分を税額控除するなど、むしろ留保金を促進する税制の検討を求めます。

10. 事前確定届出給与の撤廃

業績連動型の役員報酬制度の導入が広がりつつあり、中小企業においても経営者や幹部役員の意欲向上を引き出す仕組みとして取り入れられてきています。事前確定届出給与は損金参入が認められているものの、本来、役員の報酬（賞与）は企業の業績に連動して増額・減額するものであり、1 年間分を事前に届出を行うこと自体に無理があります。したがって、経営の自由度を奪うような事前確定届出給与の早期撤廃を要望いたします。

以上